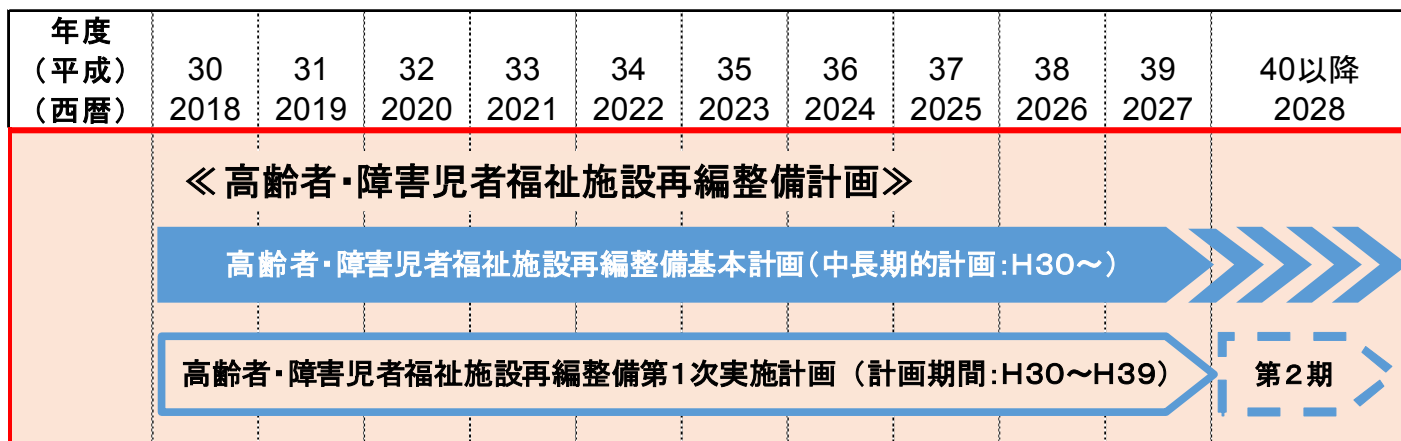


川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画【概要版】

1 計画策定の目的と位置づけ

- ① 厳しい財政状況の中でも限られた財源と資産を有効に活用しながら、福祉ニーズの変化に対応して、**将来にわたって高齢者・障害児者福祉施設を安定的に維持運営していくことを目的に**、中長期的な視点から再編整備の基本的なあり方や対象施設ごとの方向性を定める。
- ② 「**基本計画**」は、施設の耐用年数が数十年に及びことから、今後さらに進展する高齢化の状況、現行施設の更新時期などの**将来を見据えた長期的な計画**とする。なお、現時点で10年以上先の社会経済情勢を予測することは困難なため、計画期間は定めない。
- ③ 「**第1次実施計画**」については、対象施設が多く、段階的に再編整備を行っていく必要があること等を考慮して、**平成30年から平成39年までを計画期間**とし、その後10年周期で実施計画を策定する。



※計画期間内であっても、今後の国の高齢者・障害児者施策の動向や、社会経済情勢等の変化等、必要に応じてこの計画を見直す。

- ④ 対象施設：健康福祉局が所管する高齢者・障害児者が入所・通所する**公設の福祉施設46施設**（老人福祉センター及び老人いきいの家を除く）。社会福祉法人等が運営する同様の**民間施設696施設**。

【平成29年4月1日現在】

	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人デイサービスセンター	障害者支援施設	障害者通所施設(生活介護等)	障害者通所施設(就労継続等)	障害者地域生活支援センター	障害児入所施設	療育センター	身体障害者福祉会館(会館機能)	視覚・聴覚障害者情報文化センター	障害者グループホーム・福祉ホーム
公設	8	1	4	3	11	5	2	1	3	4	2	2
民設	市有地	20	1	0	2	33	0	1	1	0	0	0
	民有地	25	0	292	0	16	40	4	0	0	0	260
合計	53	2	296	5	60	45	7	2	4	4	2	262

2 川崎市における高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く状況

(1) 高齢者及び障害者の状況

- 高齢者人口が増加する中、要介護・要支援高齢者等も増加している。

【高齢者人口の推移】
高齢化率が平成32年に21%を超える見込みで、本市も「超高齢社会」となる。

	平成	29年度	30年度	31年度	32年度
総人口	1,503,690	1,513,229	1,525,105	1,536,980	
高齢者人口	302,256	308,603	315,420	322,236	
65~74歳	155,585	154,724	154,105	153,485	
75歳以上	146,671	153,879	161,315	168,751	
高齢化率	20.10%	20.40%	20.70%	21.00%	

【要介護・要支援認定者の推移】
本市の高齢者の約6人に1人が要介護等認定を受けている現状がある。

	平成	29年度	30年度	31年度	32年度
要支援1	6,981	7,226	7,510	7,797	
要支援2	7,191	7,460	7,754	8,045	
要介護1	11,637	12,210	12,711	13,216	
要介護2	9,205	9,638	10,038	10,437	
要介護3	6,815	7,235	7,681	8,192	
要介護4	6,443	6,845	7,271	7,761	
要介護5	5,210	5,482	5,847	6,270	
合計	53,482	56,096	58,812	61,718	

○障害者が増加する中、障害者の高齢化や多様化が進み、状態に応じた支援が求められている。

【人口と各障害者手帳所持者数の推移】
・各障害者手帳所持者数の推移では、身体障害では32.9%、知的障害では73.2%、精神障害では157.2%と伸びており、いずれも人口増加率を大きく上回っている。

	【各年4月1日】		
区分	平成18年	平成29年	増加率
川崎市人口	1,332,035	1,496,035	12.30%
身体障害	27,667	36,761	32.90%
知的障害	5,483	9,499	73.20%
精神障害	4,330	11,135	157.20%
計	37,480	57,395	53.10%

【各障害者手帳所持者数の年齢別内訳】
・障害者自身が高齢化している。また、高齢化に伴い要介護状態となって障害者手帳を取得する方が増加している。平成29(2017)年の時点で、本市の身体障害児・者の約3分の2が65歳以上の高齢者であり、知的や精神障害者も高齢者の割合が増加傾向にある。

	【平成29(2017)年4月1日現在】					
区分	身体障害児(者)		知的障害児(者)		精神障害児(者)	
65歳以上	24,992	68.0%	359	3.8%	1,724	15.5%
18歳~64歳	10,848	29.5%	5,960	62.7%	9,268	83.2%
18歳未満	921	2.5%	3,180	33.5%	143	1.3%
計	36,761	100.0%	9,499	100.0%	11,135	100.0%

3 高齢者・障害児者福祉施設の課題等

施設種別	課題等
特別養護老人ホーム	築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が必要となっている。民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であることから、効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討する必要がある。建替え時のまとまった用地確保が困難となっている。
養護老人ホーム	築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が必要となっている。建替えや大規模修繕のための積立てが困難な制度設計となっている。建替え時のまとまった用地確保が困難となっている。
老人デイサービスセンター	民間による質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設によるサービス提供の必要性が低くなっている。
障害者支援施設	築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が必要となっている。民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であることから、効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討する必要がある。
障害者通所施設(生活介護)	築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が必要となっている。民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であることから、効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討する必要がある。
障害者通所施設(就労移行支援等)	民間による質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設によるサービス提供の必要性が低くなっている。
障害者グループホーム福祉ホーム	民間による質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設によるサービス提供の必要性が低くなっている。

4 アンケート調査の結果

- ① 経営改善支援事業アンケート調査【平成29年8月 川崎市社会福祉協議会実施】
川崎市内の社会福祉法人の状況を把握し、官民が連携して行える支援の検討を目的に実施。
 - 法人経営、施設運営に関する現状の課題（上位2つ：回答26法人、複数回答あり）
 - ・人材(確保、育成、定着)について 26
 - ・施設の老朽化 14
 - 経営改善に資する制度や効果的な支援について（上位3つ：回答26法人、各法人3回等まで）
 - ・コンサルタントによる経営支援 14
 - ・社会福祉協議会による経営改善支援事業 12
 - ・行政による支援 12
- ② 法人意向調査【平成29年9月 健康福祉局実施】
「第1次実施計画期間」における対象施設を位置付けるため、各施設運営法人の施設建替え・大規模修繕に関する意向調査を実施。
 - 今後10年間の建替え・大規模修繕実施の意向（民設施設21施設：未回答除く）
 - ・建替え意向あり 8施設
 - ・大規模修繕意向あり 6施設
 - ・意向なし 1施設

5 再編整備に向けた基本的な考え方

(1) 施設老朽化への対応

① 施設長寿命化への対応

- 法定耐用年数を上回る長寿命化(「本市公共建築物長寿命化に向けた実施方針」による60年以上)を図ることを原則に、大規模修繕等の取組みを推進。

- ただし、個々の施設の老朽化状況や、長寿命化を行う場合の将来的な経費負担等を考慮し、計画的な建替えを可能とする。

⇒入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上(軽量鉄骨は概ね築20年以上)の場合とする。

② 公有地の積極的活用

- 現在、市有地を貸与している施設の建替えにあたっては、引続き、市有地を貸与することで、福祉基盤の確保を図る。
- 福祉施設の再編により生じた建替え移転後等跡地を、建替え用地、仮移転先として活用を図る等、市内全体で用地等の調整を行い、計画的、段階的な再編を行う。

(2) 公設施設の再編整備

① 公設施設再編の方向性(民設民営化の進め方)

- 民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、設置主体を民間に転換。
- 民設化に伴うサービスの質の確保
 - ・譲渡・貸付・建替えにより民設化する施設については、現利用者の受け入れを公募の条件とする。
 - ・円滑に業務が継続されるよう、現指定管理者に対して、協定書等に基づき、着実な業務の引継ぎの実施を求める。
 - ・民設化後は、関係法令等に基づく、定期的な法人指導監査・施設実地指導の実施や、市有地を貸与する施設における更新時のモニタリング実施、法人の安定的な経営に向けた支援等により、サービスの質を確保する。

② 民設化を行う施設の考え方

- 指定管理期間の満了に合わせて、譲渡、貸付、建替え、廃止・民間移行により行う。

	譲渡	貸付	建替え	廃止・民間移行
手法	「公の施設」管理運営主体に関する方針「公の施設における公共サービスの提供のあり方」に基づき、民間による運営が可能な施設	合築により譲渡が困難な施設	・老朽化が著しいなど建替えにメリットがある施設 ・施設規模により経営に課題がある施設	(民間により十分にサービスが提供されている施設)
建物・土地	建物:有償譲渡 土地:無償貸付	建物:無償貸付 土地:無償貸付	建物:— 土地:無償貸付	建物:— 土地:—
募集方法	公募	公募	公募	—
備考	建物譲渡価格は、不動産鑑定価格から施設種別ごとの整備費補助金相当額を減額した金額を最低譲渡価格とし、法人からの提案価格にて譲渡。		新設と同様に補助を行う。	廃止後は公有財産の有効活用を図る。 ⇒活用可能な建物は改修等を行ったうえ、他の福祉施設等に転用。 ⇒老朽化した建物は解体し、他の施設の建替え用地として活用。

③ 指定管理者制度を継続する施設の考え方

- 専門機関として重要な公的な役割を担っている施設、地域支援・調整機能を有する等、施設運営には、市の継続した関与の必要な施設、給付費のみでは運営が困難である施設等を対象とする。

(3) 民設施設の再編

施設の状況：構造・規模により、採算性の確保や高齢化・障害の多様化に対応したサービス提供の課題

法人の状況：全国の社会福祉法人との比較において市内社会福祉法人の経営は厳しい。

※法人の主目的のサービス活動における収益率 全国平均 4.3%、本市 49 法人平均 1.2% (H27)

⇒2つの支援を実施：①社会福祉法人の経営支援 ②施設の長寿命化、建替え等に向けた支援

① 社会福祉法人の経営支援

- 法人が中長期的な事業計画を策定できる環境を整えることで、施設の自力更新を含めた法人の自主的な運営を可能にするとともに、地域福祉の向上、地域包括ケアの推進、施設の質の担保を図る。

ア 法人経営改善支援

イ 法人の意識改革、社会福祉法人制度改革に対する支援

ウ 福祉人材の確保、定着、育成に対する支援

② 施設の長寿命化、建替え等に向けた支援

ア 市有地貸与

- 市有地の貸与により運営されてきた民設施設については、民間が独自に用地確保を行うことが困難な場合には、老朽化に伴う建替え時にも、引き続き市有地を貸与し、福祉基盤の整備を促進する。

イ 施設建替え等

- 長寿命化が困難な施設や施設規模により経営に課題がある施設等については、施設の老朽化の度合い、施設の耐用年数を考慮して、入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上(軽量鉄骨造は概ね築20年以上)を一定の判断基準とし、建替え等に対する支援を行う。

- 施設長寿命化のための大規模修繕について、法人の経営状況や金利等情勢に左右されず修繕が実施できる環境を整備するための必要な支援を行う。

【補助スキーム】

	特別養護老人ホーム	障害者支援施設・通所施設 (生活介護を提供する施設に限る)
新設時	355万円/床 民有地加算100万円/床 ・多床室加算(定員の中の多床室の割合に応じて建設費補助金に係数(最大5割)を乗じた金額を補助)	整備費用の3/4 ・拠点型通所施設は法人負担分の3/4も補助 ・公設施設の建替え民設化、譲渡・貸付後の建替え含む
建替え時	・増床分:新設時と同じ単価 ・既存床分:新設時の補助単価から介護保険制度開始以降に積み立てられていると想定される額を差し引いた金額 ・ <u>建築費高騰補助:建替え時期に建築費が高騰している場合には、緊急的な対応として、必要に応じ建築費高騰に対する補助を実施。</u> ・ <u>既存施設解体費補助:建替え実施にあたり既存施設の解体を実施する場合、既存施設の減価償却費には施設の解体費用が含まれていないことを考慮し、解体費を補助。</u>	・ <u>建替え費用の1/2+支援費制度開始前の減価償却費相当額</u> ・旧「障害者地域福祉活動ホーム」は、新設時と同様の補助率を適用 ・増員分:新設時と同様の補助率を適用 ・ <u>既存施設解体費補助:建替え実施にあたり既存施設の解体を実施する場合、既存施設の減価償却費には施設の解体費用が含まれていないことを考慮し、解体費を補助。</u>

○ 建築費高騰に対する補助、施設解体補助は、建替え実施時期における建築単価等を考慮し具体的な支援内容を検討。

○ 補助スキームの斜字は、今回見直しを行う内容。

(4) 新たな課題・ニーズへの対応(福祉ニーズの増加・多様化への対応)

① 福祉ニーズの増加・多様化への対応

- 施設の建替え等の更新時には、利用定員の拡充を図ることで、新設整備と併せて必要数を確保する。
- 施設の建替え等の更新に合わせ医療依存度の高い高齢者、高齢障害者の受け入れの推進、地域密着型サービス、ショートステイなど新たな機能を追加しニーズの多様化に対応した取組を進める。

② 地域包括ケアシステムに資する取組

(5) 計画的・段階的な再編

- 再編整備に当たっては、10年ごとの実施計画を策定し、計画的・段階的に進める。

特別養護老人ホーム・障害者支援施設・障害者通所【施設建設資金イメージ】

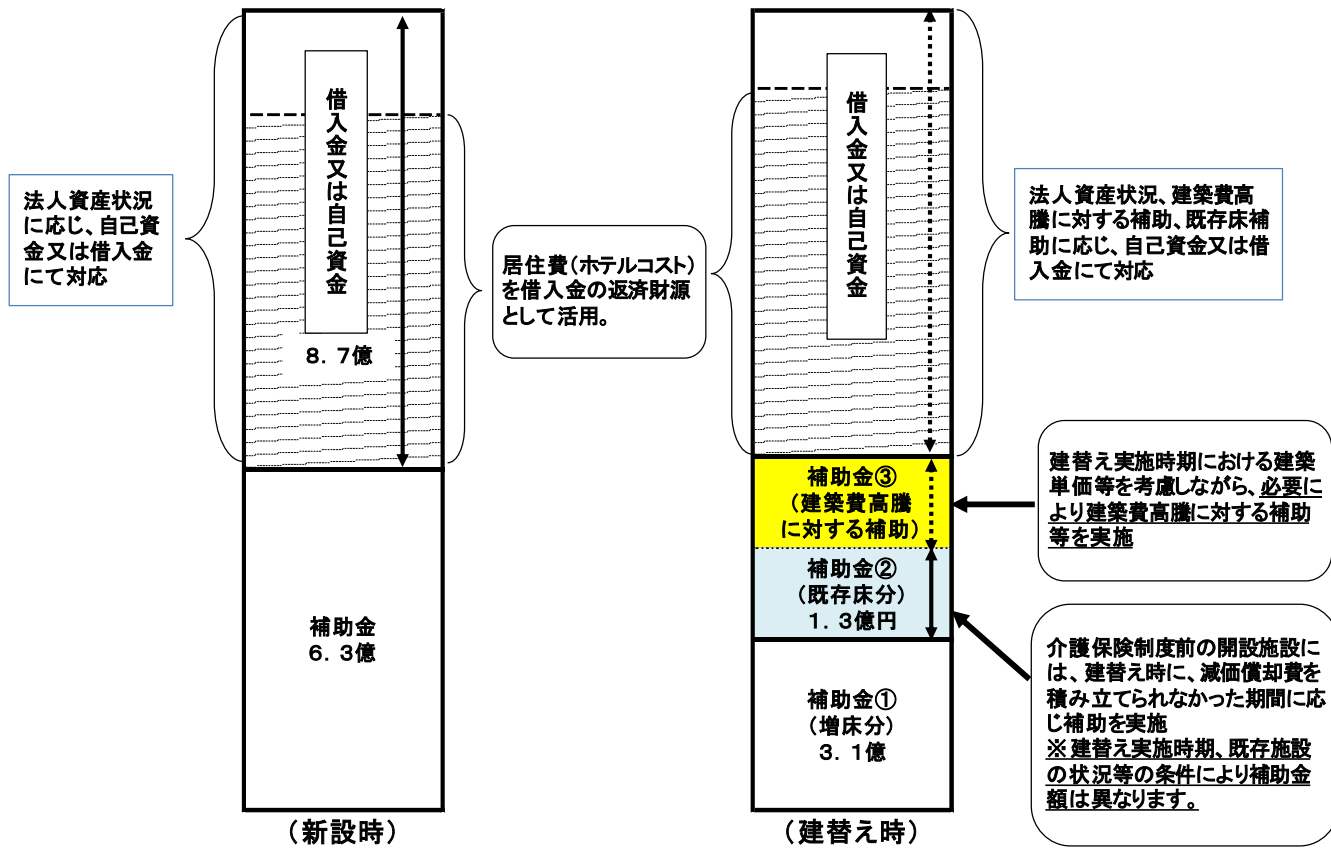
特別養護老人ホームの建設資金イメージ

【新設の前提条件】

定員:120人(入所100人・短期入所20人)
居室形態:ユニット60人・多床室60人
構造:RC構造
建築費:15億円を想定

【建替えの前提条件】

既存定員:70人(短期入所含む)
建替え後の定員:120人(入所100人・短期入所20人)
建替え後の居室形態:ユニット60人・多床室60人
構造:RC構造
建築費:15億円を想定



【補助金②の試算条件】

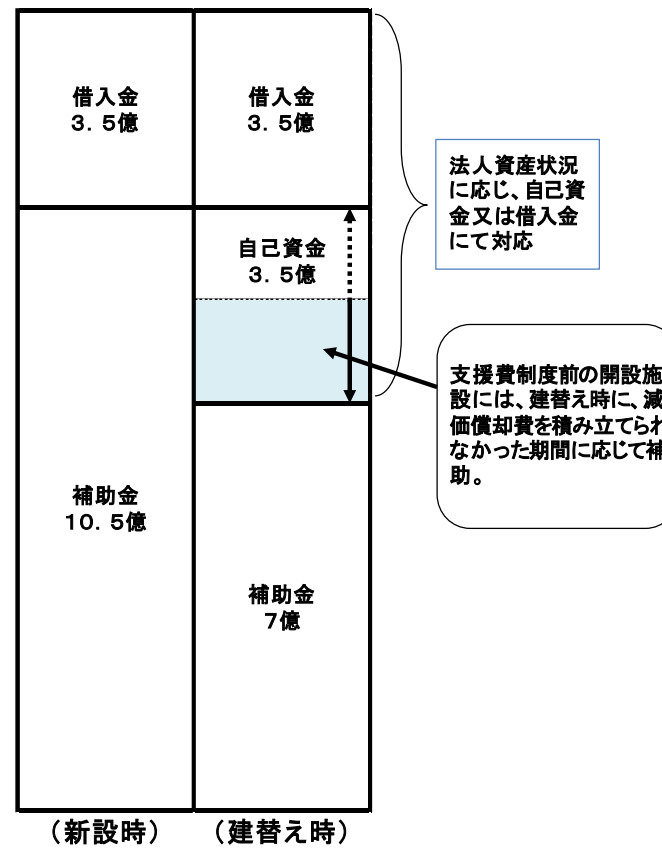
- 昭和58年築(介護保険制度施行以降18年経過)
- 既存建物取得費:4億円
- 建替え時期:平成30年度(築35年での建替え想定)
- 減価償却期間:39年間、定額法により計算

※既存施設解体を伴う場合は、別途、解体費補助を実施

障害者支援施設の建設資金イメージ

【前提条件】

定員:65人(短期入所含む)
構造:RC構造

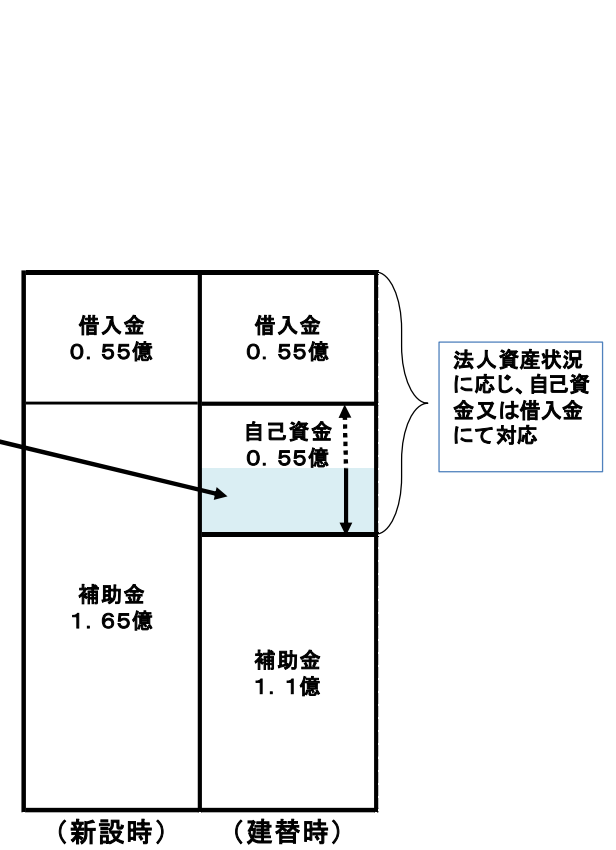


※築40年で建て替えとした場合
年間1,750万円の減価償却費引当を想定

障害者通所施設の建設資金イメージ

【前提条件】

定員:生活介護60人
構造:重量鉄骨造



※築40年で建て替えとした場合
年間270万円の減価償却費引当を想定